



Title	<翻訳> 李学勤「清華簡『保訓』の諸問題を論ず」
Author(s)	大阪大学中国哲学研究室
Citation	中国研究集刊. 2010, 51, p. 131-140
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60914
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〔翻訳〕 李学勤 「清華簡『保訓』の諸問題を論ず」

大阪大学中国哲学研究室

本稿は、清華大学出土文献研究与保護中心教授・李学勤氏の「論清華簡《保訓》の幾個問題」（『文物』二〇〇九年第六期、文物出版社、七六—七八頁）を、李学勤教授の了解を得て翻訳したものである。翻訳は、平成二十一年度・大阪大学中国哲学研究室開講授業「中国哲学演習」において、湯浅邦弘教授の指導の下、久保宗之（中国哲学研究室・学部生）、竹村涉（中国哲学研究室・大学院生）、金城未来（同上）、福田一也（大阪教育大学非常勤講師）、草野友子（日本学術振興会特別研究員）の五名で作成した（一）内は、作成当時の所屬）。

「原注」は原論文の注を翻訳したものであり、「補注」は訳者が原文を補足するために附したものである。

また、原論文の理解を助けるため、『保訓』^{ほうくん}「補」の釈文を冒頭に掲載した。その釈文は、清華大学出土文献研究与保護中心「清華大学藏戦国竹簡『保訓』积文」（『文物』二〇〇九年第六期、文物出版社）、および李学勤「清華簡《保訓》积読補正」（『中国史研究』二〇〇九年第三期、中国社会科学院、中国史研究雜誌社）に基づいた。原論文における『保訓』の积文の引用については、理解を助けるために竹簡番号を（一）内に附している。

（草野友子）

『保訓』积文

・「清華大学藏戦国竹簡『保訓』积文」および「清華簡《保

訓》釈読補正」は簡体字で記載されているため、『文物』に掲載されている竹簡の写真図版を参照して、繁体字に改めた。

・01、02などの算用数字は、竹簡番号を示す。

・□は、竹簡の欠損によって判読できない箇所を示す。

・「」内は、欠損部分の文字を補っている箇所を示す。

01 惟王五十年、不豫、王念日之多歴、恐墜寶訓、戊子、自𤣥水、己丑、02 昧「爽」□□□□□□□□□□□□「王」若曰、「發、朕室壹甚、恐不汝及03訓。昔前人傳寶、必受之以詞、今朕疾允病、恐弗念終、汝以書04受之。欽哉、勿淫。昔舜舊作小人、親耕于歷丘、恐求中、自稽厥志、05不違于庶萬姓之多欲。厥有施上下遠邇、迺易位邇稽、測06陰陽之物、咸順不逆。舜既得中、言不易實變名、身滋備惟07允、翼翼不懈、用作三降之德。帝堯嘉之、用受厥緒。嗚呼、發、祇之08哉。昔微假中于河、必復有易、有易服厥罪、微無害、迺歸中于河。09微志弗志、傳貽子孫、至于成唐、祇備不懈、用受大命。嗚呼、發、敬哉。10朕聞茲不舊、命未有所延。今汝祇備毋懈、其有所由矣。不11及爾身受大命、敬哉、勿淫。日不足、惟宿不祥。」

二〇〇八年七月、清華大学は境外から急遽、一群の戦国竹簡を入手した⁽¹⁾。その時目にした竹簡は、盗掘後すでに長時間が経過していたため、カビによる劣化が広がる危険性があつた。そこで清華大学は、ただちに専門の工作室を設立し、必要な保護・整理を行った。十月初めになって、初歩的な保護作業は一段落した。十月中旬、清華大学の招聘に応じ、北京大学・復旦大学・吉林大学・武漢大学・中山大学・香港中文大学、および国家文物局・中国文化遺産研究院・上海博物館・荊州博物館の専門家たちがこの竹簡群について視察・鑑定を行った。

竹簡の枚数を数えた結果、清華大学のこの竹簡は、完全なものと欠損したものとを合わせて計二三八八枚、そのうち元々整簡であつたものは一七〇〇簡以上であると概算できる^(補2)。竹簡の形制は多種多様で、長さは最大で四十六cm、すなわち戦国時代の二尺^(補3)に相当し、最小のものは十cm足らずである。比較的長めの竹簡は、多くが三道編綫であり、竹簡上には編縄を固定する切口^(補4)が用いられ、中には編縄の跡がはっきり見えるものもある。大多數の竹簡は文字を墨で書き、おおむねみな整つており、保存状態は良好で、判読できないものは

少ない。また、少数の竹簡上には図形が描かれ、あるものにはさらに赤い罫線があり、その色はかなり鮮明である。

清華簡の文字は戦国時代の「古文」に属す。楚文字の特徴を豊富に有しており、郭店楚簡等と類似している。

そのため、その年代は戦国中晩期の際、すなわち前三〇〇年前後と推定できる。二〇〇八年十二月、北京大学加速器質譜実験室及び第四紀年代測定実験室は委託を受けて、清華簡中の文字のない残片についてAMSによる炭素十四の年代測定を行い、樹木年輪との補正を経た結果は前三〇五±三〇年であった〔補5〕。これは上述の古文字学からの推定と合致する。

竹簡の内容は非常に豊富であるため、さらに詳細な検討が必要である。ただし確定的なことは、その性質は主に書籍であり、遣策や曆譜〔補6〕等は発見されておらず、多くが「経」「史」の類の書ということである。筆者が少し前に紹介したように〔2〕、清華簡に含まれている最も重要な文献の一つが『尚書』である。そのうちのいくつかの篇は伝世本にも見えるがそれとは異なる文章があり〔補7〕、またいくつかの篇は従来見ることでできなかった佚書であり、またいくつかの篇は『逸周書』に見えるものである。さらに、極めて重要な文献としては、『竹書紀年』に

類似した編年体の史書が存在し、そこに記載されている史事は周初に始まり、下は戦国前期に及んでいる。これらはもとより清華簡の一部分にすぎない。

清華簡の整理・考釈作業は今始まったばかりであり、これまでの類似の作業をした経験から判断するに、全体の作業を終えるには相当長い時間がかかるのは確実である。我々は整理期間中であっても、できるだけ迅速に情報を提供し、我々に関心を持ち、援助してくださる皆様にお応えしていきたい。そこで今回、『保訓』篇の釈文を公開したので〔3〕、皆様には是非ご教示をお願いしたい。

我々がまず最初に『保訓』を選び出した理由は、この篇の竹簡の長さが特殊であったからであり〔補8〕、それゆえ大量の竹簡中に分散していたにもかかわらず、比較的容易に集めることができた。竹簡上に書写された文字の風格が他と異なっていたことも、整理の際の有利な条件であった。実際、我々は竹簡の洗浄やカビの除去を行った時に、今現在『保訓』の第一簡として並べている竹簡に注目し、その冒頭に「惟王五十年」とあったことで、さらに我々の関心を引き起こした。

以下、試みにいくつかの問題に分けて、『保訓』の性質と意義について論じてみたい。

まず述べておかねばならないのは、『保訓』は、周の文

王の臨終のとき、太子発、すなわち武王に対して作られた遺言であるということである。

竹簡の文章は、「惟王五十年、不瘳、王念日之多歴、恐墜寶訓。」(第一簡・第二簡)から始まる。「不瘳」という語は『逸周書』祭公篇「補」に見え、その意味は、病気が重くて危篤になり、治る見込みがないということである。文献によれば、在位が五十年なのは、ただ周の文王のみである。『尚書』無逸篇には、「文王受命惟中身、厥享國五十年(文王の命を受くること惟れ中身にして、厥の国を享くること五十年)」「補」¹⁰と述べており、『史記』周本紀もこれと同じである。

文王の在位年数に関しては異説があり、『呂氏春秋』制楽篇には、「文王即位八年而地動、已動之後四十三年、凡文王立國五十一年而終。(文王即位すること八年にして地動き、已に動くの後は四十三年。凡そ文王の国を立つるや五十一年にして終る。)」とあり、無逸篇より一年多い。許維遜『呂氏春秋集釈』は、無逸篇は「恐らく成数(訳者注：切りのよい数字)を挙げている」と言い、また陳奇猷『呂氏春秋校釈』は、「已動之後四十三年」とは、つまり、地動の年、すなわち即位後八年目から計算すると、ちょうど五十年と合致する。後人が誤って八に四十三を加算して五十一とし、「一」の字を付加しただけある」

(4)と述べている。両説はどちらも従い難いが、いずれにしても、『保訓』と無逸篇とは一致している。

この箇所はまた、文王が称王したか否かという問題にも関わってくる。『史記』周本紀には、「西伯蓋即位五十年。……詩人道西伯、蓋受命之年稱王而斷虞芮之訟、後十年而崩、諡爲文王。(西伯蓋し即位すること五十年。……詩人道う、西伯は、蓋し命を受くるの年に王を称し、而して虞芮の訟を斷じ、後十年にして崩ず。諡して文王と爲す。)」とあるが、歴代の学者の多くは倫理観念より出發し、文王は聖人なので、王を称すべきではないと考えた⁵⁾「補」¹¹。例えば、清の崔述『豊鎬考信録』には、「文王未嘗稱王」という專論がある⁶⁾。実は、『詩経』文王有声篇は、「文王受命」と言い、何尊⁷⁾「補」¹²などの金文もまた、文王が大命を受けたことを述べており、文王が晩年に王を称したことは、おそらく確かな事実であろう『保訓』の下文において、文王はどのように述べてはいないけれども。

『保訓』には文王が戊子の日に「自黷(すなわち「類」の字)「補」¹³(第一簡)し、その翌日の己丑の日、夜明け方に太子発を召し、遺言を話す」とある。このような厳かな儀礼は、『尚書』顧命篇に記されている成王がまさに崩御しようという時の遺命と似ている。顧命篇には「惟四

月哉生魄、王不懌。甲子、王乃洮頹水、相被冕服、憑玉几。乃同召太保奭・芮伯・彤伯・畢公・衛侯・毛公、師氏・虎臣、百尹・御事（惟れ四月哉生魄（補））、王懌（補）。甲子、王乃水に洮頹し、相けられて冕服を被、玉几に憑る。乃ち同に太保奭・芮伯・彤伯・畢公・衛侯・毛公、師氏・虎臣、百尹・御事を召す」とある。『保訓』に比べてさらに複雑なのは、おそらく成王がすでに天子となっていたからである。

興味深いのは、顧命篇がすでに文王の遺言に関して言及していることである。現行本『尚書』には顧命篇の後に康王之誥篇があるが、元は顧命篇と連続する一篇であった。康王之誥篇には、成王の死後、康王即位の時、太保召公と芮伯とが康王に告げて「今王敬之哉。張皇六師、無壞我高祖寡命（今王之を敬まんかな。六師を張皇し、我が高祖の寡命を壊す無かれ）」と言ったことを記載している。『尚書正義』では高祖を「謂文王也。（文王を謂うなり。）」としている。楊筠如（補）『尚書覈詁』に、「寡」は「顧」と通じ、「寡命」とはすなわち「顧命」である（と）と言っているのも、要するに遺言のことである。ただし文王の遺言はこれまで見つかっていない。『逸周書』に文伝篇があり、その序に「文王告武王以序德之行、作文傳（文王 武王に告ぐるに序徳の行いを以てして、文伝を作

る）」とあり、文伝篇の冒頭に「文王受命之九年、時維莫（暮）春、在鄙（鎬）召太子發（文王受命の九年、時維れ莫（暮）春、鄙（鎬）に在りて太子發を召す）」云々とあるが、これは古代の言い回しではないので、遺言に数えることはできない。

『保訓』の中で文王は太子に対して二つの歴史的伝説を語っている。一つは舜について、もう一つは微についてはである。文王が両者を通して語ろうとしているのは「中」という非常に哲学的な観念である。

竹簡には「昔舜舊作小人、親耕于歷丘、恐求中、自稽厥志、不違于庶萬姓之多欲。」（第四簡・第五簡）と書かれている。ここでは舜が民間で「小人」となっていた経歴があることを強調しており、ちょうど『尚書』無逸篇の精神と合致する。これは『尚書』を読む者は皆知っていることである。舜の「求中」に至っては彼が堯の抜擢を受けた後のことであり、そのため万民の様々な願望に背かないようにした、と言っている。

続いて、舜については「厥有施于上下遠邇、迺易位邇稽、測陰陽之物、咸順不擾。」（第五簡・第六簡）と言う。この箇所は『中庸』の「子曰、舜其大知也與。舜好問而好察邇言、隱惡而揚善。執其兩端、用其中於民、其斯以爲舜乎。（子曰く、「舜は其れ大知なるか。舜は好んで問

いて好んで邇言を察し、悪を隠して善を揚ぐ。その両端を執りて、其の中を民に用う。其れ斯を以て舜と為すか。」と。)を参考にすべきである。竹簡中に、舜が「上下遠邇」に政治を施すとあるのは、その立場になって考えたことを示し、これは「察邇言」のことである。陰陽(意味は正反)を測るということは「執其兩端」のことであつて、これによつて中正の道に到達したので、竹簡には舜が「得中」(第六簡)ということをしたと書かれている。

この「陰陽」及び下文の「言不易實變名」(第六簡)の「名実」には、いずれも哲学的な意義があり、探究する価値がある。また、竹簡の成立時代の問題にも関わる。

「三降之徳」(第七簡)とは何かについては、まだ解釈できていない(補15)。伝世文献や近年出土した戦国竹簡には、「三徳」の語が多く見られ、最も早いものは『尚書』洪範篇(補16)と考えられるが、その意味は異なる。

舜と「中」とについて言及するものとしては、必ずや『論語』堯曰篇の冒頭「咨爾舜、天之曆數在爾躬。允執其中。四海困窮、天祿永終。(咨爾舜、天之曆數は爾の躬に在り。允に其の中を執れ。四海困窮せば、天祿永く終えん。)」を連想するであろう。漢代の人は例えば『史記』『曆書』(補17)や『潜夫論』五行志(補18)にあるとおり、いずれも堯が舜に位を譲つた辞と考えている。『論語』堯曰篇

にはまた「舜亦以命禹(舜亦た以て禹に命ず)」とあり、堯・舜・禹の継承では全て中道を説いている(8)。これと『保訓』の思想とは関係があるようである。

微とは商王(殷王)の先祖である王亥(補19)の子、上甲微(補20)である。周知の通り、王亥と上甲微の事跡は、甲骨文の発見以後、羅振玉や王国維ら多くの学者の考証によつてはじめて明らかにされた。王国維氏は『古史新証』において、次のように述べている(9)。

『史記』殷本紀及び三代世表では殷の先祖に王亥はなく、ただ「冥卒、子振立。振卒、子微立。(冥卒す、子の振立つ。振卒す、子の微立つ。)」と言うのみである。『史記索隱』には「振、『系』(世)本」作核、『漢書』古今人表作核(振、『系』(世)本)は核に作る、『漢書』古今人表は核に作る」とあり、そうであれば『史記』の「振」は当然「核」あるいは「核」の誤りとすべきである。『山海經』大荒東経には「有困民國、句姓而食。有人曰王亥。兩手操鳥、方食其頭。王亥託於有易・河伯僕牛、有易殺王亥、取服牛。(困民國有り、句姓而して食す(補21)。人有りて王亥と曰う。兩手は鳥を操り、方に其の頭を食す。王亥有易・河伯に僕牛を託すも、有易王亥を

殺し、服牛を取る。」とあり、郭璞の注は『竹書紀年』を引いて「殷王子亥賓於有易而淫焉。有易之君綿臣殺而放之。是故殷主甲微假師於河伯、以伐有易、克之、遂殺其君綿臣也。」(殷王子亥 有易に賓するも而れども淫す。有易の君綿臣殺して之を放つ。是の故に殷主甲微は師を河伯に仮りて、以て有易を伐ち、之に克ちて、遂に其の君綿臣を殺すなり。)と云う。

(これは『竹書紀年』の真本であり、郭璞はこれを概括してこのように言う。)

これらはみな『保訓』と対照させて考えるときに参考になる。

上甲微がどのように河に「仮中」「帰中」したのかについては、判然としない「補22」。下文に「微志弗忘、傳貽子孫、至於成唐(湯)」(第九簡)と言っているのを見ると、「中」はやはり思想概念を指して言うのである。このことから、「中」の概念あるいは中道と称するものは、『保訓』全篇の中心であることがわかる。これは儒家思想の淵源と流伝とを研究するのに、間違いなく重要な意義を有している。

原注

- (1) 報道の内容は、『人民日報(海外版)』二〇〇八年十一月十七日三版、『光明日報』二〇〇八年十月二十三日二版、『中國文物報』二〇〇八年十月二十九日二版に見える。
- (2) 李学勤「初識清華簡」、『光明日報』二〇〇八年十二月一日。
- (3) 清華大学出土文献研究与保护中心「清華大学藏戰國竹簡『保訓』釈文」、『文物』二〇〇九年第六期。
- (4) 陳奇猷「呂氏春秋新校釈」(上海古籍出版社、二〇〇二年)、三五八頁〜三五九頁。
- (5) 瀧川資言『史記会注考証』(上海古籍出版社、一九八六年)、七八頁〜七九頁。
- (6) 崔述「崔東壁遺書」(上海古籍出版社、一九八三年)、一七九頁〜一八〇頁。
- (7) 楊筠如『尚書覈詁』(陝西人民出版社、二〇〇五年)、四三四頁。
- (8) 羅琨「《論語・堯曰》解」、『炎黃文化研究』第八輯、大象出版社、二〇〇八年) 参照。
- (9) 王国維『古史新証』(清華大学出版社、一九九四年)、一二〜一三頁。顧頡剛「周易卦爻辭中的故事」、『燕京學報』第六期) 参照。

補注

〔補1〕「清華大學藏戰國竹簡『保訓』積文」に、「保」、通「宝」とあることから、「ホウケン」と読む。

〔補2〕原文では「整簡」となっており、これは欠損がなく完全な形を保っている竹簡を指すと思われる。

〔補3〕周代（戦国時代）の一尺は、二十一・五cmとされるため、四十五cmほどの竹簡を指す。

〔補4〕専門用語で、「契けい口」とも呼ぶ。

〔補5〕AMSとは、加速器質量分析法のこと（Accelerator Mass Spectrometryの略）。試料中の炭素十四（ C^{14} ）の存在個数を直接計測する方法を指す。

詳細については、浅野裕一「楚墓郭室材に対する炭素14年代測定結果の紹介」（浅野裕一編「竹簡が語る古代中国思想（三）——上博楚簡研究——」、汲古書院・汲古選書、二〇一〇年三月）参照。

〔補6〕遺策とは副葬品の物品リスト、曆譜とは墓主の略年紀を指す。

〔補7〕李学勤『初識清華簡』（前掲、原注（2））によれば、『尚書』金縢・康誥・顧命などと同じ内容のものがあり、中には篇題が異なるものもある。

〔補8〕「清華大學藏戰國竹簡『保訓』積文」によれば、『保訓』は全十一簡、上部に欠損が見られる第二簡以外は全て完簡で、竹簡の長さは二十八・五cmである。

〔補9〕『逸周書』祭公篇（周の穆王と祭公の問答）に、「王若曰、「祖祭公、次予小子虔虔在位、昊天疾威、予多時溥愆。我聞祖不豫有加、予惟敬賓、不弔、天降疾病、予畏天威、公其告予懿德。」祭公拜手稽首曰、「天子、謀父疾維不瘳、朕身尚在茲、朕魂在于天。昭王之所勳、宅天命。」とある。

〔補10〕『尚書』無逸篇に、「周公曰、「嗚呼、厥亦惟我周、太王・王季、克自抑畏。文王卑服、即康功田功。徽柔懿恭、懷保小民、惠鮮鰥寡。自朝至于日中昃、不遑暇食、用咸和萬民。文王不敢盤于遊田、以庶邦惟正之供。文王受命惟中身、厥享國五十年。」とある。

〔補11〕瀧川資言『史記會注考証』に、次のようにある。
梁肅曰、「太史公曰、詩人道西伯以受命之年稱王、而斷虞芮之訟、遂追王太王・王季、改正朔易服色、十年而崩。或謂、大雅序文王受命作周、泰誓序十有一年、武王伐殷。妄徵二經以實其說。」

予以爲反經非聖、不可以訓、莫此爲甚焉。嘗試言之、仲尼美文王之德曰、三分天下有其二、以服事殷。又曰、內文明而外柔順、以蒙大難。文王以之。未有南面而稱王、而謂之服事、易姓創制、而謂之柔順。仲尼稱武王之烈曰、湯・

武革命。又曰、武王未受命。未有父受之而子復革命。父爲天子、子云未受。當武王之會盟津、告諸侯曰、汝未知天命、未不可以誓師也。曰、惟我文考、大統未集、予小子其承厥志。孰有王者出征、復俟天命、大統既改、而復云未集。禮大傳稱、牧之野既事而退、遂柴于上帝、追王太王・王季・文王、改正朔殊徽號。若虞丙之歲稱王、則不應復追王。王制既行、則不應復云改物。是皆反經者也。大雅作周之義。蓋取夫積德累仁、爲海內所歸往、武王因之遂成大業、非所謂革命易姓爲作周也。

歐陽脩曰、「孔子云、三分天下有其二、以服事殷。使西伯不稱臣而稱王、安能服事於商乎。且謂西伯稱王者起於何說。孔子之言、萬世之信也。由是言之、謂西伯受命稱王十年者、妄說也。」

方苞曰、「史公蓋據大雅有聲之詩文王受命、而誤爲此說也。」

〔補12〕一級文物。西周時代の青銅器。全高三八・八cm、口径二八・八cm、重量一四・六kg。一九六五年、陝西省宝鸡市賈村原より出土し、宝鸡市博物館が所蔵する。「尊」は酒器の一種であ



り、「何」という人物が作ったため「何尊」と称する。一二二字の銘文が刻まれ、その内容は周の成王が洛邑へ遷都したことを記しており、史実を語る貴重な資料となっている。また、銘文の中には「中國」の語が登場し、現在確認されているものとしては最も古い用例である。

〔補13〕「清華大学蔵戦国竹簡『保訓』積文」では、「潰」を「頤」と釈読し、あるいは「頤」「沫」に作るという。「頤」とは、顔を洗うこと。

〔補14〕「哉」は「纒」に通じ、「魄」は本字が「霸」であり、月の白色のこと。僅かに白い月の光りを生じた日を意味し、陰暦で月初めの二日か三日頃を指す。一方、偽孔伝では、「哉」は「始」とされ、月が始めて魄（月の輪郭の光が無いところ）を生じた日とし、陰暦で十六日のこととしている。

〔補15〕『保訓』第六簡・第七簡に「舜既得中、言不易實變名、身滋備惟允、翼翼不懈、用作三降之德。」とある。李学勤「清华簡『保訓』釈読補正」では、「三德」を「三従」とする解釈が提示されている。

〔補16〕『尚書』洪範篇に、「初一日五行、次二日敬用五事、次三日農用八政、次四日協用五紀、次五日建用皇極、次六日又用三德、次七日明用稽疑、次八日念用庶徵、次九日嚮用五福、威用六極。…（中略）…六、三德、一日正直、二曰

剛克、三曰柔克。平康正直、強弗友剛克、嬖友柔克。沈潛剛克、高明柔克。惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食、臣無有作福作威玉食。臣之有作福作威玉食、其害于而家、凶于而國。人用側頗僻、民用僭忒。」とあり、「三徳」とは「正直」「剛克」「柔克」であるとす。

〔補17〕『史記』曆書に、「其後三苗服九黎之徳、故二官咸廢所職、而閭餘乖次、孟陬殄滅、攝提無紀、曆數失序。堯復遂重黎之後、不忘舊者、使復典之、而立羲和之官。明時正度、則陰陽調、風雨節、茂氣至、民無天疫。年香禪舜、申戒文祖、云「天之曆數在爾躬。」舜亦以命禹。由是觀之、王者所重也。」とある。

〔補18〕『潜夫論』五行志に、「後嗣握登、見大虹、意感生重華虞舜。其目重瞳。事堯、堯乃禪位曰、「格爾舜。天之曆數在爾躬。允執厥中。四海困窮、天祿永終。」乃受終于文祖。」とある。

〔補19〕王亥とは、殷王の先祖。冥の子。王恒とは兄弟。『史記』では振という。『山海経』には、両手で鳥を操り、その頭を食していた人物として描かれている。また、はじめて牛を飼いなした人物とされる。『竹書紀年』には、王亥は有易の賓客であったが淫乱であった（綿臣の妻と密通した）ため、有易の君主である綿臣に殺されたと記されている。

〔補20〕上甲微とは、殷王の先祖。王亥の子。『竹書紀年』によ

ると、父の王亥が有易の君主であった綿臣に殺されたため、河伯（黄河の神）から軍隊を借りて有易を攻め、綿臣を殺したとされる。

〔補21〕この部分については諸説ある。袁珂『山海経校注』によると、何焯は「而食」下有脱文」とし、郝懿行『山海経箋疏』では「句姓」下、「而食」上、当有闕脱。」とする。袁珂は「而」字は「黍」字であるとして、「句姓、黍食」とする解釈を提示している。

〔補22〕『保訓』第八簡に「昔微假中于河、以復有易、有易服厥罪。微無害、適歸中于河。」とある。

・担当範囲（原論文の頁数）

七六頁左段一行目〜七六頁右段二四行目	…草野友子
七七頁左段一行目〜七七頁左段二九行目	…福田一也
七七頁左段三〇行目〜七七頁右段一〇行目	…竹村涉
七七頁右段一一行目〜七七頁右段三二行目	…久保宗之
七七頁右段三三行目〜七八頁右段一行目	…草野友子

・編集：草野友子